

## 日常生活圏域の見直しについて

### 1. 日常生活圏域とは

日常生活圏域とは、平成 18 年の介護保険法改正により示された概念で、介護保険法第 117 条第 2 項により設定することとされています。日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域で、介護保険事業計画で定めます。

国では、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定しています。

甲賀市では、平成 18 年 3 月策定の甲賀市介護保険事業計画高齢者保健福祉計画で、水口 1（貴生川・柏木・伴谷地区）、水口 2（水口・水口東部地区[綾野・岩上]）、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町の 6 つの日常生活圏域を設定しています。水口町は、前期・後期高齢者数、総高齢者数などにより 2 圏域としています。

### 2. 圏域見直し検討の理由について

平成 18 年の日常生活圏域設定後、これまで検討がなされず、第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画においても、6 圏域を継続しています。現在、水口町は 2 圏域を水口町水口に設置している水口地域包括支援センター 1 か所で業務を行っています。当初、水口町の 2 圏域では高齢者人口が同じでしたが、現在では、高齢者人口に差が生じており、高齢者人口の伸びが大きい地域については、3 職種一人当たり的高齢者数が増加し、圏域を分けて業務ができない状況です。このため、水口町の圏域について見直しの検討を行います。

### 3. 高齢者人口の変化

平成 17 年 5 月末現在

圏域	前期高齢者数	後期高齢者数	計
水口町 1	1, 7 1 7 人	1, 4 1 9 人	3, 1 3 6 人
水口町 2	1, 6 6 6 人	1, 4 9 7 人	3, 1 6 3 人

令和元年 10 月 1 日

圏域	前期高齢者数	後期高齢者数	計
水口町 1	2, 6 1 7 人	2, 3 4 4 人	4, 9 6 1 人
水口町 2	2, 0 4 1 人	2, 2 1 9 人	4, 2 6 0 人

令和4年3月末現在

圏域	前期高齢者数	後期高齢者数	計
水口町1	2,705人	2,492人	5,197人
水口町2	2,044人	2,292人	4,336人

#### 4. 総合相談支援に係る新規相談件数内訳（地域別）

集計期間：令和3年4月～令和4年3月

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
水口1地域		20	15	19	17	18	23	26	21	19	17	8	19	222
	(内終了)	2	1	6	3	2	3	8	3	3	2	1	3	37
水口2地域		11	18	11	13	11	16	19	18	21	18	18	21	195
	(内終了)	1	5	2	2	4	5	5	2	5	5	5	4	45
その他・不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	(内終了)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
小計		31	33	30	30	29	39	45	39	40	35	26	44	421
	(内終了)	3	6	8	5	6	8	13	5	8	7	6	11	86